

令和7年7月22日

北海道富良野市「宿泊税」の新設

北海道富良野市から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

新設される富良野市宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	北海道富良野市
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	富良野市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の用途	観光資源の魅力向上、受入環境の充実及び継続的な観光振興と情報発信、その他持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊について、次の宿泊料金の区分に応じて定める額 ・2万円未満 200円 ・2万円以上5万円未満 300円 ・5万円以上 500円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約1.5億円
課税免除等	・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）
徴税費用見込額	（平年度）約12.9百万円
課税を行う期間	条例施行後3年（その後は5年）を目途に見直しを行うこととする規定あり

- ・令和7年 2月27日 富良野市議会にて条例案可決
- ・令和7年 3月 3日 総務大臣協議
- ・令和7年 7月22日 総務大臣同意
- ・令和8年 4月 1日 条例施行（予定）

連絡先

自治税務局企画課

担当：上田課長補佐、佐久間係長、大原

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示
しております。送信の際には「@」に変更してください。